

# 平成28年2月7日（日）は、 鶴田町議会議員一般選挙の投票日です。

平成27年12月25日

平成28年2月29日任期満了による  
鶴田町議会議員一般選挙を次により行います。

鶴田町明るい選挙推進協議会  
鶴田町選挙管理委員会

1. 選挙の日時 平成28年2月7日（日曜日）（午前7時から午後8時まで）

2. 選挙の告示日 平成28年2月2日（火曜日）

3. 選挙権を有する者

（住所要件） 平成27年11月1日以前に住民票作成又は転入届をしている者

※平成28年1月22日以後に町内（集落）移動した人は、

移動前の投票区の投票所で投票することになります。

（年齢要件） 平成8年2月8日以前の出生者



## 4. 期日前投票・不在者投票

(1) 投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、(2)・(3)により投票できます。

(2) 役場に設ける期日前投票所（国際交流会館1階101研修室）では、告示日の翌日（2月3日）から投票日の前日（2月6日）まで投票できます。投票時間は午前8時30分から午後8時までです。

(3) 出稼ぎ中の人は、鶴田町選挙管理委員会に請求手続きをすれば、出稼ぎ先の選挙管理委員会で投票できます。  
請求用紙（不在者投票用）は、鶴田町選挙管理委員会で準備しています。

(4) 県の指定病院、老人ホーム等で投票する方は、病院等の事務局へ請求手続きをすることにより、投票できます。  
(町内では、鶴松園、湖水荘、鶴のまどいです。)

(5) 重度の身体障害者には、郵便等による不在者投票（在宅及び代理記載）ができます。投票用紙等の請求には、郵便投票証（鶴田町選挙管理委員会交付）の提出が必要です。請求用紙は、鶴田町選挙管理委員会で準備しています。  
ただし、投票用紙の交付請求期限は2月3日（水）までです。なお、この証明書の交付を受けたい方は、身体障害の程度により判断いたしますので、鶴田町選挙管理委員会へお問い合わせください。

5. 投票所入場券を発行しますので、投票（期日前投票含む）の際には、鶴田町選挙管理委員会より送付される入場券を持参してください。なお、期日前投票の際は、入場券裏面の宣誓書兼請求書に必要事項を記載し持参してください。

## 6. 投票所は次のとおりです。

| 投票区 | 町 内                                     | 投 票 所 名       | 投票区 | 町 内             | 投 票 所 名       |
|-----|---|---------------|-----|-----------------|---------------|
| 1   | 派立、寺町、仲町、富士見町、公園通り、みどり町                 | 鶴田町公民館        | 7   | 田の尻             | 田の尻文化センター     |
|     |   |               | 8   | 稻元、米元、掛元        | 妙堂崎担い手センター    |
| 2   | 本町、駅前通り、田中町、桜町、文化通り、鷹ノ尾、相原町、強巻、駅東町、あさひ町 | 豊明館           | 9   | 野木              | 野木ふれあいセンター    |
|     |   |               | 10  | 木筒、前中野、後中野、鶴寿団地 | 西中野文化センター     |
| 3   | 菖蒲川、鶴泊、大性                               | あやめふれあいセンター   | 11  | 中野、胡桃館、境        | 境・胡桃館ふれあいセンター |
| 4   | 亀田、新田子                                  | 亀田新田子ふれあいセンター | 12  | 山道              | 山道文化センター      |
| 5   | 大巻                                      | 大巻ふれあいセンター    | 13  | 松倉、横瀬、沖         | 横瀬ふれあいセンター    |
| 6   | 稲川、桂井、尾原、間山                             | 廻堰文化センター      | 14  | 東瀬良沢、西瀬良沢       | 瀬良沢ふれあいセンター   |

## 鶴田町議会議員一般選挙立候補予定者説明会

- とき 平成28年1月8日（金）午前11時
- ところ 鶴田町国際交流会館 国際交流ホール